

返 還 明 細 書

年 月 日

愛知県知事殿

本人 決定番号 — —
 住 所
 氏 名
 保証人 住 所
 氏 名
 〔名称及び
 代表者氏名〕
 保証人 住 所
 氏 名
 〔名称及び
 代表者氏名〕

愛知県看護修学資金貸与条例及び同条例施行規則を誠実に守り、貸与を受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

万一、修学資金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求をうけても異議を申しません。

返 還 総 額				円
返 還 期 間				年 月から 年 月まで
返 還 方 法	種 別			
	返 還 予 定 日			
	1回の返還金額	円		
養 成 施 設 又は大学院			年 月 日卒業	
看 護 業 務 に 従 事 し た 期 間				
看護職員の種別	勤 務 先 の 名 称	勤 務 期 間		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
返 還 の 理 由				
備 考	電話番号			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 返還方法の「種別」の欄は、月賦又は半年賦等の別を記入すること。
 3 「看護職員の種別」の欄は、保健師、助産師、看護師、准看護師の別を記入すること。

返還明細書の記入方法について

- 1 本人欄には自分の貸与決定番号、住所及び氏名を記入し、保証人欄には2名の方に住所及び氏名を記入してもらうこと。
- 2 返還総額欄には在学中に受けた修学資金の総額を記入すること。ただし、裁量免除決定を受けた者については、裁量免除決定通知書に記載されている返還額を記入すること。
- 3
 - (1) 返還期間について
 - ア 養成施設に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、返還期間は貸与期間の2分の1以内とすること。(例：貸与期間が3年間の場合は1年6か月以内)
 - イ 大学院に係る修学資金の貸与を受けた者にあつては、返還期間は5年以内とすること。
 - (2) 返還開始の年月について
返還事由の生じた日の属する月の翌月とすること。(例：病院を令和〇年3月に退職して返還する場合は、令和〇年4月からとすること。)ただし、裁量免除申請をした者にあつては、裁量免除決定通知書を受け取った日の属する月の翌月とすること。
- 4 返還方法の種別の欄には「一括」、「半年賦」、「月賦」のいずれかを記入すること。
- 5 返還予定日の欄には、
 - (1) 一括又は半年賦払いの場合は返還希望の年月を記入すること。(返還希望の年月については上記3に従って記入した返還期間の間から選択すること。)
 - (2) 月賦払いの場合は「月末」と記入すること。
- 6 1回の返還金額欄には、
 - (1) 一括払いの場合は返還総額と同じ額を記入すること。
 - (2) 月賦又は半年賦払いの場合は返還総額を返還回数で割って記入すること。
- 7 養成施設欄には学校名と卒業年月日を記入すること。(退学した場合は卒業年月日の記入は必要ない。)
- 8 返還の理由欄には退学、退職、返還免除対象外施設勤務、卒業後1年以内に免許未取得等自分に該当する理由を記入すること。
- 9 備考欄には本人の電話番号を記入すること。

県は返還明細書を受領した後、まず「返還決定通知書」を送付し、返還の月の中旬に「納入通知書」を送付しますので、その納入通知書を用いて銀行で振り込んでください。